

近畿日本鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更
認可申請に係る審議（3回目）

1. 日 時

令和4年5月12日（木） 10：30～11：40

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子

<国土交通省>

鉄道局：中澤旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、北間、宮田、本間、佐藤

4. 議事概要

- 鉄道局から、第1回及び第2回の審議における委員から質問があった事項について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① バリアフリーの取組みに関し、近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）は、沿線の各府県それぞれの駅について同様に取り組んでいるという理解で良いか。
 - ② 将来の輸送人員の推計については、合理的に行われていることが確認できた。そのことを踏まえると、なおさら将来の通勤定期の減少幅が大きいことの深刻さとともに、各路線の状況も見るに、事業者内での内部補助が機能しなくなっていることを理解した。
 - ③ 近鉄と沿線自治体と協同で実施する事業によって、府県ごとに積極性の度合いに差はあるのか。
 - ④ まちづくりとの連携については、近鉄だけで実施しているわけではなく、ホールディングス内の別の法人で実施している例もあるのではないか。
 - ⑤ 近鉄のソフト面の取組みは十分であると考えているか。
 - ⑥ 電気料金も高騰する中、古い車両については多くの電力を消費するといったことはあるのか。

等について、意見・質問があった。

- これに対し、鉄道局からは、
 - ① その通りである。
 - ③ 特定の府県においてのみ積極的ということではなく、それぞれの事業の協議がどこまで進んでいるのかなどの事業の進捗度合の差だと理解いただきたい。
 - ④ その通りである。沿線の自治体からは、ホールディングス全体として実施していくべきものと期待されているものと認識している。
 - ⑤ 必ずしも十分ではない面があるかもしれないと思われる。
 - ⑥ 老朽車両の置き換えにあたっては、そのようなランニングコストの観点も踏まえつつ検討されているものと考えている。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。